

平成29年度事業報告書

平成30年5月17日

一般社団法人日本繊維機械協会

1. 貿易促進事業

(1) ITMA ASIA+CITME 2018 の協賛事業

① 欧州繊維機械製造事業者団体(CEMATEX)と中国紡織機械器材工業協会(CTMA)等が共同開催する国際繊維機械展示会は、本年10月15日～19日に中国上海市の「国家会展中心(NECC)」で開催されます。

日本繊維機械協会(以下、「協会」と略す。)は、CEMATEX の国際展示会事務局であるITMAServices とパートナーシップ契約を締結し、国内の繊維機械メーカー、繊維メーカー及び繊維関連団体等へ広く展示会の開催告知等を実施しました。その結果、申込期限である本年2月末日現在、我が国からの出展者は約39社で、その床面積は3.9千㎡の出展となりました。

	出展企業数	出展床面積(㎡)
2016年	42	4,299
2018年	39	3,932
前回比(%)	92.9	91.5

7月にITMA Services Pte Ltd の社長 Ms. Sylvia Phua (Managing Director) と Mr. Andrew Lin (Senior Exhibition Manager) が、ITMAASIA2018 と ITMA2019 の出展プロモーションを目的として来日しました。協会は繊維関連団体や東レ、旭化成等の化学合繊メーカーへ面談の申し入れを行うとともに同行し、ITMAServices の活動を支援しました。

また、ITMAASIA2018 の開催に向けて、会場運営等に関する出展者の要望を ITMA Services へ申し入れました。

② 日本連合を組成して出展する新たな取り組み支援

一部の会員企業から、ITMAASIA2018 への出展に際して、一企業単独ではなく工程を包含する複数の企業からなる日本連合を組成して出展できないかとの相談を受け、公的機関による出展支援措置や交付要件の洗い出し等支援しました(注1. 参照。)

注 1. 日本連合を組成して国際展示会へ出展する新たな取り組み

(1) 現状と課題

- ① 国際展示会における日本の染色機器メーカーは、かつては技術的には先端の地位を占め、多くの来場者が訪れたが、最近ではプレゼンスが下がっているのでは無いかとの問題意識。
- ② その要因の一つは、近年、台湾製および中国製の機器の性能がアップしていることを背景としつつも、日本の製品価格が中国製のそれとの比較では約 3 倍、台湾製との比較でも 2 倍程度と機能の差を考慮してもあまりにも値差がありすぎることに。
- ③ 国内の染色市場が長期的に減少傾向を示す中で、国内染色機器メーカーは経営規模が小さい上、このような需要減から廃業等による生産メーカーの淘汰が進んでいる。
- ④ 他方で、染色メーカーが多く立地する中国市場を見ると、日本の染色機器に対するニーズは依然として高いものの、川中の工程(濡れもの)での機器単体売りは前述した製品価格の値差から厳しい状況にある。
- ⑤ このような現状を打破するために、染色という中核的な機器に加え、前工程と後工程の機器を包含した一連の染色システムとして日本連合を組成し、ソリューションの提案等付加価値を高めた形での展示会への参画が必要との認識。

(2) 中国市場におけるターゲット

狙いは、普及汎用のボリュームゾーンを生産する染色メーカーではなく、技術的に一番高い階層(市場全体の2~3%)の企業を主たる対象とする。

(2) Textile India 2017 等への参画

- ① インドについては、第一に、インド政府・繊維省が 3 月 27 日に発表した ATUF の運用の詳細等について会員企業からの問い合わせを受け、関係者から情報収集し会員企業と情報共有しましたが、繊維省の情報開示が十分でないことから、協会として何らかのアクションを繊維省に対して行う必要があると考えていたところ(注2. 参照。)

第二に、インドの間接税制は複雑であったが、これらの税金を統合した新たな物品サービス税(GST: Goods and Services Tax)が 7 月から導入された。我が国から輸出する繊維機械にも適用されることからその影響について把握する必要があった(注3. 参照。)

第三に、インド政府繊維省等はグジャラート州アーメダバード市郊外のガンディナガルで、6月30日～7月2日に国際テキスタイル展「Textiles India-2017」を開催した。この展示会へ我が国の繊維機械メーカーも数社出展することからその実情把握を経済産業省から求められた。そこで、経済産業省担当官に同行してインドへ出張しました。

ニューデリーでは、会員企業の現地駐在員をはじめ、JETRO 及び経済産業省から派遣されている JICA 専門家から情報収集した後、日本国大使館にて曾根公使宮崎書記官と面談し、ATUF の運用について繊維省への働きかけを依頼した。また、GST については、その実態を聴取しました。



国際テキスタイル展については、6月30日に展示会を視察しました。この展示会はインドの繊維産業におけるバリューチェーンを世界へ紹介するメガイベントで、モディ首相の声かけで実現したとのこと。開催初日にはモディ首相をはじめ繊維省大臣等 VIP による記念講演会が行われました。モディ首相は絶大なる人気で、聴衆から笑いを取り、力強い語り口が大変印象的でした。講演の中で、繊維製品はインド総輸出の 11%を占めている。

(USD400 億)、繊維産業従事者は農業について多く、1億人に上る。インドの繊維製品市場規模は USD850 億、2025 年には 2 倍になるとスピーチされました。翌日は、デニム生産の有力工場を見学しました。

注2. インド政府・繊維省が発表した ATUF について

(1) インドは世界的に有数の原綿国の一つで、従来から川上分野の綿糸輸出の紡績業と、国内消費向けの縫製品生産が成長してきたが、川中分野が弱いため川上と川下が分断された状態にあった。このような繊維産業の構造改革を企図した中央政府により 1997 年に TUF 制度 (Technology Up-gradation Fund) が創設され、川上 (紡績)・川下 (縫製) 及び川中分野の織布、染色加工分野の設備導入/機器更新に対して Capital Incentive Subsidy 及び Interest Incentive Subsidy を付与するもので、この制度によってインド繊維業界での最新鋭設備導入更新が進んでいる。

(2) TUFは中央政府の5カ年計画の一環として、補助内容の変更はあるものの2022年3月まで延長が決定されている。現行の制度は AmendedTUF と呼ばれており、織布/染色加工分野で10%、縫製機器分野で15%の Capital Incentive Subsidy が継続されている。

(3) また、繊維産業が盛んな地域を持つ州政府(Gujarat, Maharashtra, Madhya Pradesh)は中央政府の ATUF とは別に州政府独自で繊維産業優遇税制(税制優遇、金利・電力補助等)を実施している。

(4) 本年3~4月の間に、繊維省より、ATUF 対象機器の生産メーカー承認登録が動きだしており、その手続きの詳細不明点については、各社よりインド繊維省傘下 Textile Commissioner Office へ問い合わせ、対応しているところ。登録申請期限は本年5月21日まで延長されている。

注3. インドで導入された GST の概要

(1) GST について

インドの税制は複雑で、従来から物品やサービスにさまざまな税が課せられていました。中でも付加価値税や娯楽税、入州税、サービス税など間接税に相当する税が複数種類あり、煩雑な手続きになっていたことから、これらの税金を統合した物品サービス税の検討が行われていました。この新しい物品サービス税は GST(Goods and Services Tax)と呼び、2017年7月からインドで導入されています。

インドで GST が導入されたことによるメリットは、州政府と中央政府の双方から多種多様な税金を課せられていたわけですが、これらが GST という一つのプラットフォームにまとまったため、実際に支払うことになる税金がわかりやすくなりました。また手続きがシンプルとなり、税務上は州をまたぐ取引がやり辛かった点等も解消されることが期待されています。ただ、デメリットは、物品やサービスの種類によって減税になるものもある反面、増税になっている分野もあります。

(2) 繊維機械への影響(輸入品は HS コード別に適用される GST が分類されます。)

① 織機 & 準備機 ; 基本関税 0% + GST 18% (GST 統一前 10.8%)

② ストーブリ(開口装置) ; 機屋直送の場合は基本関税(未定) + GST 28%、織機と同送の場合(未組でもOK)は織機と同じ基本関税 0% + GST 18%

③ 他機料品(ヘルド・ビーム・ドロッパーピン・オサ等々、補給・予備部品商売) ; 客先直送の場合は基本関税(未定) + GST 28%、織機と同送の場合は織機と同じ基本関税 0% + GST 18%となる。

※ ストーブリや機料品は織機本体と同送できれば、織機の GST が適用可能で、直送の場合は高額になります。つまり、織機と同送した方が GST を安く抑えることができます。繊維機械用の現地機料品 : 5%→18%

(出所) www.toishi.info/boueki/india_gst.html

(3) 中国からの来日機関への支援等

① CTMA(中国紡織機械器材工業協会)を含む中国紡織工業連合会の来日支援

第7回日中韓繊維産業協力会議(11月16日(木)帝国ホテル大阪にて開催)出席のため来日した一行(総勢24名)の求めに応じて、コニカミノルタ(東京都日野市)の見学手配及び村田機械・TMT(京都)での、ボルテックス紡績機、化学繊維機械及びその製品の見学等支援しました。主要なメンバーは下記の通り。

	Company	Designation	Name
1	China National Textile And Apparel Council 中国紡織工業联合会	Secretary – General 党委書記兼秘書長	Gao Yong 高勇
2	China National Textile And Apparel Council 中国紡織工業联合会	Vice President 副会長	Chen Dapeng 陳大鵬
	China National Garment Association 中国服装協会	Executive Vice President 常務副会長	
3	China Textile Machinery Association 中国紡織機械器材工業協会	President 会長或理事長	Wang Shutian 王樹田
4	China Dyeing And Printing Association 中国印染行業協会	President 会長	Chen Zhihua 陳志華

5	China Fashion Association 中国服装設計師協会	President 主席	Zhang Qinghui 張慶輝
6	China National Textile And Apparel Council 中国紡織工業聯合会	Deputy Secretary – General/ Director of Foreign Affairs Office 外事办主任兼副秘書長	Yuan Hongping 袁紅平

* 外事办とは、外国との窓口となる事務局。

② 中国紡織工業連合会傘下、中国紡織ネットワーク情報有限会社（China Textile Network Co.,Ltd、以下「CTNC」と略す。）（注4. 参照）の来日支援

CTNC は中国紡織工業連合会に所属している企業で、9 月末に、中国染色協会（中国紡織工業連合会に所属）の会長と会員企業（浙江省紹興市の染色企業）の約 20 社の社長が東京で開催されるファッション展示会に参加するために来日する。その際、染色機械の環境対応等について勉強したいのでアレンジして欲しいとの依頼を受けました。

先方の問題意識は、近年、中国の染色工業は環境問題に直面していて、行政指導等により倒産した企業もある。省エネ・環境対応は喫緊の課題。今般、来日する際に日本の先端的な染色機械を導入して、中国市場での地位を確立したいとのこと。

協会は、繊維機械のビジネスは各メーカーが独自の判断で行っており、協会は一切の関与していないこと。また、中国における知的財産権については、CTMA との良好な関係の中で意見交換等していると回答したが、幾度となく日本の染色機器メーカーとの話し合いの場を設けて欲しいとの依頼を受け、会員企業の染色機器メーカーと協力して、最新の染色機器や環境対策等についてプレゼン及びパンフレットの配布をしました。また、来日に際して招聘状を作成し、ビザ取得等来日支援をしました。

注4. CTNC の概要

中国国家機関の系列企業で、中国市場への進出、知的財産権の申請、繊維アパレル用品の輸出入、紡織新技術等の啓蒙を主とする日本向けの窓口機能を持つ会社。2013 年には、中国紡織工業連合会と日本繊維組合、日本繊維産業連盟と一緒にホワイトリス

ト管理システムを構築し、運営を行っている会社。

2. 調査研究事業

(1) 繊維機械統計表の作成

協会は、我が国の繊維機械の生産活動等の実態把握を目的として、その生産（生産動態統計調査：経済産業省）、輸出・輸入（貿易統計調査：財務省）及び受注（機械受注統計調査：内閣府）に関する統計資料を広く収集し、輸出・輸入統計については生産動態統計調査と品目の概念範囲が整合的になるように（紡績機械や織機といったいわゆる品目概念で生産から輸出・輸入の需給動向を一覧で利用することが可能となる。）協会で加工集計して「繊維機械統計表」を作成しました。

(2) 我が国貿易統計について

上記繊維機械統計表の内、輸出統計品目表及び輸出申告上の問題もあって、生産と整合的な概念で輸出動向を把握できない一部の品目が存在しています。そこで、協会は当該品目を生産する会員企業の協力を得て、生産統計と同一の分類概念で輸出統計を試算し、検証を行いました。

(3) 歴史的な繊維機械の情報収集等調査

(3)-① 産業技術史資料調査協力について

国立科学博物館・産業技術史資料情報センターが実施している産業技術史資料の所在調査に協力しました。会員企業からは、6社から産業技術史（143件）の提供を受けて公開されています。

<http://sts.kahaku.go.jp/sts/result.php?c=1147>

(3)-② 伝統的な繊維産業支援

全国の絹織物産地から、力織機の供給要請がなされている現状に鑑み、各産地での実情を把握するため福島県織物同業会代表の齋栄織物(株)を絹人絹織物工業会専務理事と訪問しました。

川俣地区には 10 社ほどが現在操業中で、震災後に 4 社で後継者が戻った。古くは横浜開港時に輸出用のスカーフを織った産地である。この産地の特徴は織物の工程を一気通貫(糸を購入して、先染め、製織、後染めを行っている。製織後は、山形県の鶴岡羽前の業者へ布を収めて再整経等してもらい市場に出す。)しています。

齋栄織物(株)は世界一薄い絹織物「フェアリー・フェザー」を開発した会社で、繭の中でも最も細い糸を吐く蚕(約 1.6 デニール)から糸を作り、その糸の撚り合わせて製品化しました。この製品化のきっかけは、薄利多売の時代、数量少なく、価格競争力は低下、個性がないとの指摘を関係者から受けました。そこで、地域資源活用補助金を活用しフェアリー・フェザーを開発し、総理大臣賞を受章しました。通常26デニールの糸を8デニールまで細くした糸で織る製品は高い評価を受け、今春から世界的に著名なファッションブランド企業向けに納入を開始しました。

協会関連の要望事項としては、若い後継者は織機の組立分解の基本が解らない。シヤトル・開口部の仕組みと基本を勉強する機会を設けて欲しいとの点については、繊維機械学会会長に相談し、産地の要望を踏まえ、必要な講師等について協力する可能性があることを回答しました。

織機のメンテナンス等人材の確保については、現在サポートしてくれている方々は高齢であり、次の世代の人材確保が必要とのことから、会員企業の協力を得て、OB 人材の活用を検討しました。

(4) 生産見通しの作成

会員企業を対象として、平成 29 年度の生産見通しについて調査し、(一社)日本機械工業連合会を通じて公表されました。

(5) CTMA との協力事業

CTMA との間で、統計資料の相互交換を継続して実施する件については、今年度は実施しませんでした。

3. 知的財産研究活動の推進(知的財産専門委員会活動)

3- (1) 第51回知的財産専門委員会(6月9日(金);津田駒工業(株)にて開催)
「インド・ムンバイ展示会 2016 の概要報告」、「ITMAASIA2016 における知財侵害事案と各社対応状況についての報告」、「CTMA 調停スキームの利用について」、
「ITMAASIA2018 の IPROffice 運用改善について」、「日中合作知財セミナーについて」協議等を行った。

3- (2) 第52回知的財産専門委員会(10月20日(金);村田機械(株)にて開催)
ShanghaiTex2017、CTMA 訪問及び在北京知財関連弁護士事務所等訪問を控え、ShanghaiTex2017 における知財状況実態調査項目の検討及び CTMA への働きかけ(ITMAASIA2018 の苦情申立の運用改善要望及び CTMA との日中合作セミナーの進め方)等について協議を行った。

3- (3) CTMA との協議(11月30日;在北京・CTMA事務所にて開催)

① 中国の環境対策や繊維機械の概況について、王会長が概要下記のように発言した。

中国での大気汚染対策は進んでいる。北京市内の製鉄所を地方へ強制的に移転させた。自動車ナンバーの末尾制限で市内への乗り入れを規制する等。このような施策により、去年は5段階の一番ひどい状況の時に警報を発したが、今年は去年の4段階で警報を発している。街中で黒いマスクをしている人は大気汚染対策ではなく寒さ対策だ。

また、繊維機械の中国での状況については、中国繊維機械市場はビジネスチャンスを迎えている。省エネ・省人化対策に加え、環境対策から染色メーカーのいくつかが操業停止させられている等から最新機器の投資意欲は旺盛だ。

これまで、中国が輸入する繊維機械の国別シェアは日本が一位だったが、ここ数年はドイツが日本を上回っていた。2017年の1~10月は日本が再びドイツを上回り一位に返り咲いている。

② 展示会における IPROffice の運用改善については、協会が文書による申し入れを行った事項に沿ってCTMAから回答がありました。多くの項目で日本側からの要望が受け入れられました。また、詳細な運用等についても意見交換をしました。

③ 日中合作知財セミナーについて

日側より、「ITMAASIA2012 で訪中し王会長と初めて面談した際に、中国は知財意識が十分高いとは言えない。知財の重要性や理解向上のために日中合作知財セミナーの開催等を検討して欲しい、との依頼を受けました。

その後、上海やミラノの展示会でCTMAの知財活動に関する意見交換を通じて中国での知財意識に関する理解を深めるとともに、我が国知財関係機関との関係構築等を通じて体制整備を図ってきた結果、セミナー開催へ向けての体制が整いつつある。

そこで、一案として、知財に関する日中合作セミナーをITMAASIA2018の会期中に開催する可能性について意見交換したい。」と発言した。

これに対して、王会長は、「CTMAは知財活動を重要視している。これまでも、特許産権局の担当者を招いて会議を開催した。知財のビジネス活用等についても知財セミナーを開催した。このような活動により知財の理解を深めるとともに高度化を指導し、中国の知財施策を推進している。現在は、繊維機械の分野では知財を重視する時代だ。また、今後は自ら知財を尊重する時代になる。このことが持続的な成長を可能とする。長期発展のためにも知財の普及が重要であるとの認識を持っている。

中国国家レベルにおいても知財戦略は急速に発展しており、国家第13次5カ年計画(2016～2020年)では、知財強国の建設を国家目標とする旨明記された(注参照)。このようにタイミング的にもちょうどよい。一案として、セミナーのテーマは「イノベーションと知財戦略でどうか。」と提案があった(注5. 参照)。

注5. 「急速に発展する中国の知財戦略」(中国知財戦略研究会; 荒井寿光(元特許庁長官) 2017.09.08)

「知財強国の建設」が国家目標として国家第13次5カ年計画(2016～2020年)に明記されました。第12次5カ年計画で「知財大国」になり、日欧に追いついたとの認識。「知財強国」とは、外国技術に依存する「知財弱国」ではないこと。

3-(4) 在北京知財関連弁護士事務所等を往訪

会員企業が中国での知財権利の確保等で付き合いのある弁護士・弁理士事務所(上位5社)を往訪し、中国における知財意識の現状や、日中合作知財セミナーの進め方等について意見交換した。

中国における知財の現状については、特許の基本、出願しないデメリット等について毎年セミナーを開催しており、このような経験から、基本的な啓発活動レベルは既に終了していると理解して良い(全特許事務所・JETROの認識)。

中国での特許出願件数は2016年には133万件で、米国の2倍、日本の4倍と多いが、特許戦略がない(2017年の特許出願件数は中国が138万件、日本は32万件。実用新案は中国が169万件で、日本は6千件(日経新聞による))。質の高い権利をどのように取得するかが課題もある。また、日本の企業は今後2～3年の内に中国企業に訴えられるリスクが極めて高い。そのリスクを本気で考えるべきだ。中国の企業は年間90万件も実用新案を権利化している。

セミナーについては、知財を活用して自社の利益をどのように確保するか、知財を尊重しないと不利益になるといった事例がわかりやすい。特許事務所は中立的な立場で事例も豊富だ。セミナーの対象者をどの階層に絞るかについては中国の現状と協会のセミナー開催目的による。一つの事例として、日本企業が中国で特許を取らずに中国企業と合弁会社を設立し、この合弁企業で教育と技術移転をした後、この会社を辞めた人が別会社を興し、その技術に関して中国で特許を取った事例もある。

日本側からは、中国企業の知財保有数は年々急激な勢いで増えており、権利の活用を考える段階にきている。そのたメーカー中国企業間の知財紛争は増える一方であり、いつ日本企業がそれ巻き込まれても不思議ではない。その対応には多大なコストが伴う。

一方、少し前の中国企業の知財は質の悪いものも多く、現在でも指摘されたような無審査で権利化される実用新案の数が多い。それらを用いた紛争は権利が脆弱なため、意味の無い紛争となる。知財セミナーによって、日本企業がそれら不要な紛争に巻き込まれる可能性を少しでも減らすことができればとも考えていると述べ、協力を求めた。

3-(5) JETRO 北京事務所にて知識産権部部長等との面談

JETROLでの今後の協会への協力は、講師の派遣、セミナー後援者としての名義貸与、セミナーの企画への助言等が考えられる。

知財セミナーの内容については、身近な事例等の情報が良いと思う。個別企業の事例、具体的な知財・国際戦略について等が案の一つだ。

最近の中国の特許事情については、今日、日本では実用新案の申請は少ないが、中国では内国人による実用新案が多く、日本と同様無審査(ここ数年システムチェックはしている。)で通るので、日本企業も実用新案を通じて権利化したら良い。このような日本企業の行動は中国企業にとっても一定の抑止力にもなる。

中国政府の知財へのスタンスは、中国の習近平主席、李克強首相は知財が重要と言いつけている。知財分野の司法改革等の勢いは続いているので注視が必要だ。

3-(6) 第53回知的財産専門委員会(12月15日(金);機械振興会館にて開催)

特許庁佐々木審査長より、「日本の強みを生かす知的財産戦略」についての紹介があった。その後、IoT、ビッグデータ、AI、標準化等に対する各社の取り組み、恒例の特許庁への要望に関する意見交換を行った。また、ShanghaiTex2017での状況について各社の調査結果報告、ITMAASIA2018におけるIPROfficeの運用、日中合作知財セミナーについて産業機械課担当官も交えて会員企業との情報共有を図りました。

4. 標準化委員会の活動について

(1) JIS(日本工業規格)の定期見直し調査

繊維機械及び付属品関係のJIS規格は現在32件あり、5年毎に定期見直しを実施しています。当委員会では、(一財)日本規格協会(JSA)の調査依頼を受けて、平成29年度においては、見直し期限を迎える規格16件について会員企業にアンケート調査を実施し、確認を行ないました。

(2) 国際規格の定期見直し及び作成原案への対応

繊維機械及び付属品(TC72)の国際規格に関しては、国際標準化機構(ISO)から随時、加盟国/団体に諮問(投票依頼)があり、TC72の国内審議団体である協会は審議案件に

随時対応しました。

平成 29 年度における審議対象案件は、定期見直し(SR)=51 件、最終国際規格原案(FDIS)=1 件、国際規格原案(DIS)=1 件で、詳細は別紙1.に記載のとおりです。なお、定期見直しを分科委員会(SC=Subcommittee)別にみると、SC1;紡績準備精紡及び撚糸機械<10 件=審議中>、SC3;製布機械<32 件=うち、承認 4、審議中 28>、SC4;染色仕上機械<2 件=承認>、SC8;繊維機械の安全制御<7 件=承認>となっています。

また、定期見直しを踏まえて規格廃止協議が行われ、対象 10 規格のうち、SC4 関係の 8 規格の廃止が決定しました。SC4 及び SC10 関係の各 1 件については、再審議の対象となっています。

(3) SC10 への対応(委員会設立の経緯と日本のメンバー登録)

SC10<共通基準>は、2012 年、SC7<繊維機械管理のためのデータインターフェース>と SC9<繊維機械の図記号>を統合し、SC10 として新設された。

構成メンバー(Participating Member)は、日本、中国、エジプト、フランス、ドイツ、韓国、スペイン、スイス、英国の 9 か国であるが、ISO 事務局側の手続きミスで日本が未登録であることが判明したため、経済産業省を通じて申し入れを行い、2017 年 2 月に Pメンバーに正式登録されました。

(4) ISO5232 の廃止協議をめぐる動向

ISO 事務局より、「ISO 5232 繊維機械の図記号」の規格廃止協議について、日本は未投票である旨の通知があり(2017 年 1 月 24 日付メール)、調査の結果、メンバーへの登録漏れにより通知文書が未着であることが判明しました。

他方で、当該規格廃止に反対しているドイツ(DIN)は、再審議(2017 年 8 月 10 日締切)の結果<反対 3、賛成 4>を踏まえ、日本と中国が投票不参加であることから両国に使用状況を確認してほしい旨の申し入れを ISO 事務局に行い、ドイツから協会に、「当該規格がメンバー国において使用されているか否かを確認したい。」旨の照会がありました(12 月 4 日付メール)。

協会は日本でも当該規格が使用されていることが確認されたので、「日本も、ドイツ同

様、当該規格の廃止には反対する」旨回答しました(12月18日付メール)。

(5) TC72 議長及び SC 委員長の交代

議長兼 SC1、SC10 両委員長 Mr. Peter Ohey の辞意表明を受けて、ISO 事務局から Mr. Joahim Binnig(Reiter Machine Works Ltd.、スイス在勤、1973年8月生まれ。)を TC72 議長、SC1 及び SC10 委員長を兼任する旨の諮問があり、承認されました。任期は、いずれも 2018 年 1 月から 2023 年 12 月までの 6 年間です。

(6) 標準化国内審議団体移行手続きについて

繊維機械及び付属品に関する規格については、任意団体である日本繊維機械標準化協議会(1980(昭和50)年に発足)が実施してきたが、2016(平成28)年5月19日を以て団体は解散し、その業務は協会内に設置された標準化委員会が引き継ぎました。これに伴い、国内審議団体業務の移管手続きを行ないました。

5. 広報等繊維機械の普及促進事業

協会の事業活動、繊維機械に関する統計データ、会員企業の展示会情報、経済産業省や関連団体等の各種情報(ロボット革命推進協議会における IoT による製造ビジネス変革等について)を発信した。

6. 関係機関との交流及び協力

(1) 行政機関等への協力

① 生産性向上設備投資促進税制及び中小企業等経営強化法に基づく固定資産税減税措置に伴うに証明書の発行について

協会は平成26年3月1日から証明書発行を開始し、申請者からの事前相談への対応、申請書の審査・発給に務め、平成29年度では479件の証明書を発行した。なお、証明書発行を開始してからの累計は2,402件となった。

税 制 名	生産性向上促進税制			中小企業経営力強化法		
	合計	会員企業	非会員	合計	会員企業	非会員
平成26年度	445	258	187	-	-	-
平成27年度	536	352	184	-	-	-
平成28年度	585	406	179	357	279	78
平成29年度	40	30	10	439	298	141
合 計	1,606	1,046	560	796	577	219

② 行政機関及び関係諸団体等からの要請に応え、繊維機械業界の生産見通し等各種調査に協力した。

(2) 関連協会との情報共有等について

繊維等関連産業団体等との連携強化については、一般社団法人日本縫製機械工業会(ミシン)とは緊密に意見交換等を実施したが、日本紡績協会及び日本アパレル・ファッション産業協会、繊維輸出入組合及び日本化学繊維協会等繊維産業団体とは活動できなかった。

7. トップセミナーの実施

小宮義則様(元産業機械課長・特許庁顧問)をお招きして「第四次産業革命と知財システム」とのテーマでご講演いただきました。

講演内容は、①第四次産業革命の進展と Connected Industries、②第四次産業革命における知財・標準・データ、③第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方の三点で、第四次産業革命の第1幕ネット上のデータ競争では、プラットフォームを海外製が掌握したが、第2幕は、日本が勝てる可能性のある健康医療、製造現場、自動走行などリアルな世界のデータを巡る競争へ向かっている。うまく対応すれば、日本でプラットフォームを獲得できる可能性がある。そのためには、「協調領域」と「競争領域」を峻別し、

事務所・企業・系列の枠を超えてデータを共有・活用する「プラットフォーム」の形成が鍵になる。そこでは、様々なつながりによる新たな付加価値が創出され、従来、独立・対立関係にあったものが融合し、変化して新たなビジネスモデルが誕生する。

第4次産業革命においては、自律的な最適化が可能となり、大量の情報を基に人工知能が自ら考えて最適な行動をとるようになる。このような世界にあって、企業戦略の展開は、技術経営力を高めるための企業戦略として、事業、研究開発、知財の「三位一体の戦略」や、知的財産の公開、秘匿、権利化を使い分ける「オープン・クローズ戦略」が必要で、これまでの企業戦略の柱であった知財や標準化に新たにデータを加えた、知財・標準・データによる三次元的な複合戦略の構築が必要だと講演された。

8. 一般社団法人(協会)関連業務

総会の決議を踏まえて、所要の報告を内閣府へ6月に行った。

9. 総務事項 について(開催日付順)

(1) 参与会、理事会及び総会等の開催について

① 第136回理事会(書面審議)

日時 平成29年4月27日(木)

第1号議案 平成28年度事業報告(案)について

第2号議案 平成28年度収支決算書等(案)について

第3号議案 平成28年度公益目的支出計画実施報告書等の提出(案)について

第4号議案 第53回定時総会の招集及び提出議案(案)について

② 第137回理事会

日時 平成29年5月18日(木)11:00~11:40

場所 東海大学交友会館「富士の間」

第1号議案 平成28年度事業報告(案)について

第2号議案 平成28年度収支決算書等(案)について

第3号議案 平成28年度公益目的支出計画実施報告書等の提出(案)について

第4号議案 平成29年度事業計画書について

第5号議案 平成29年度収支予算書について

第6号議案 理事の選任について

第7号議案 参与会委員の選任について

報告事項 会員代表者の異動について

③ 第53回定時総会

日時 平成29年5月18日(木) 11:40～11:45

場所 東海大学校友会館「富士の間」

第1号議案 平成28年度事業報告(案)について

第2号議案 平成28年度収支決算書等(案)について

第3号議案 理事の選任について

報告事項 平成28年度公益目的支出計画実施報告書等の提出(案)について

④ 第138回(臨時)理事会

日時 平成29年5月18日(木)11:45～11:50

場所 東海大学交友会館「富士の間」

第1号議案 代表理事の辞任に伴う役員の改選について

第2号議案 顧問の推薦について

⑤ 第262回参与会

日時 平成29年10月13日(金)15:30～17:00

場所 村田機械(株)本社、役員会議室

議題1. 第139回理事会の開催について

議題2. ITMAASIA2018における知財委員会の活動(案)について

議題3. 国際委員会の再開について

議題4. 「EU一般データ保護規則(GDPR)」について

⑥ 第139回理事会

日時 平成29年11月2日(木) 15:55～16:55

場所 (株)豊田自動織機 シャインズ 3階「シャインズホール」

議題1. 会員代表者の変更について

議題2. 監事の辞任について

議題3. 参与会委員の選任について

議題4. 平成29年度上半期の事業の進捗状況について

⑦ 賀詞交換会

日時 平成30年1月11日(木) 12:00～13:30

場所 東海大学校友会館「望星の間」

⑧ 第263回参与会

日時 平成30年3月2日(金) 14:00～16:40

場所 (株)福原精機製作所(兵庫県神戸市西区) 会議室

議題1. 平成30年度の事業計画(案)について

議題2. 平成29年度の決算見込みと平成30年度の予算(案)について

議題3. 参与会委員の選任について

議題4. 優秀省エネ機器・システム表彰事業への参画について

議題5. 任期満了に伴う理事及び監事の改選について

(2) 役員の変更

① 会長の変更(平成29年5月17日付)

(新) 村田 大介 村田機械株式会社代表取締役社長

(日織協副会長より会長へ就任)

(旧) 豊田 鐵郎 株式会社豊田自動織機取締役会長

② 副会長就任(平成29年5月17日付)

大西 朗 株式会社豊田自動織機取締役社長

③ 監事の辞任(平成29年11月7日付)

株式会社原織機製作所

大竹 利夫 元代表取締役社長

(監事3名から2名へ変更)

(3) 会員代表者の変更

① 株式会社日阪製作所(平成29年4月1日付)

(新) 竹下 好和 代表取締役社長

(旧) 前田 雄一 代表取締役会長

② 株式会社豊通マシナリー(平成29年4月14日付)

(新) 北村 裕幸 執行役員

(旧) 小島 義人 取締役

③ 株式会社豊田自動織機(平成29年4月28日付)

(新) 大西 朗 取締役社長

(旧) 豊田 鐵郎 取締役会長

④ 株式会社原織機製作所(平成29年6月6日付)

(新) 倉地 宏典 代表取締役社長

(旧) 大竹 利夫 代表取締役社長

⑤ 丸紅テクマテックス株式会社(平成29年6月23日付)

(新) 中川 寛 代表取締役社長

(旧) 渡邊 伸也 代表取締役社長

(4) 会員の異動

① 入会; なし

② 退会； 豊和工業株式会社(平成30年3月31日付)

(5) 期末会員数(平成30年3月31日現在)

(法人数)

会 員	29年度末	28年度末
正 会 員	21	22
法人会員	20	21
団体会員	1	1
賛 助 会 員	10	10
合 計	31	32

(6) 参与会委員 (平成30年5月17日現在)

所 属 企 業 名	役 職 名	氏 名
株式会社島精機製作所	総務人事部長	今井博文 (平成29年5月29日)
津田駒工業株式会社	執行役員・繊維機械販売部長	寺田武志 (平成30年3月23日)
TMTマシナリー株式会社	取締役 営業本部長	四宮進一郎 (平成26年10月27日)
株式会社豊田自動織機	常務役員 繊維機械事業部長	伊藤浩一 (平成28年4月1日)
株式会社平岩鉄工所	化学機械部長	齋藤和良 (平成29年9月26日)
福原産業貿易株式会社	常務取締役	福原正則 (平成26年11月1日)
村田機械株式会社	執行役員 繊維機械事業部 営業統括部長 兼 大阪支社長	野村貫則 (平成29年5月18日)

(企業名の五十音順)

参考 定款上の規定

(参与会) 第41条 本会は、円滑な業務執行を目的として参与会を置く。

2 参与会は、その目的とする事項について、会長の諮問に応じて調査し、研究し、又は審議した事項を理事会に提出する。

3 参与会の委員は、理事会において選任及び解任する。

4 参与会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める

(7) 会員への情報提供

4月14日 繊維機械統計(平成29年2月分)の送付

4月18日 環境省平成29年二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について

4月25日 北朝鮮情勢、有事の対応等について

5月 1日 経済産業施策について

5月 8日 日織協元副会長平岩慶一殿訃報のご案内

5月17日 厚生労働省委託事業ラベル・SDS活用促進事業の無料相談窓口・訪問支援のご案内

5月22日 経済産業省 省エネ補助金公募について

6月 1日 繊維機械統計(平成29年3月分)の送付

6月 2日 平成28年経済センサス活動調査速報集計結果のご案内

6月15日 繊維機械統計(平成29年4月分)の送付

6月15日 労働安全衛生法の一部改正について

6月21日 大河内賞受賞候補者推薦のお願い

6月21日 第38回優秀省エネルギー機器表彰候補募集のご案内

6月26日 第10回全国貨物純流動調査概要パンフレットのご案内

6月26日 全国発明表彰募集のご案内

7月 4日 第43回(平成29年度)発明大賞についてのご案内

7月14日 繊維機械統計(平成29年5月分)の送付

7月19日 廃止提案規格の撤廃について

- 7月31日 輸入禁止製品の指定について
- 8月15日 繊維機械統計(平成29年6月分)の送付
- 8月23日 繊維機械統計(平成29年1-6月分)の送付
- 9月 1日 欧州標準化動向に関する情報提供
- 9月11日 FDIS 368への投票依頼について
- 9月20日 繊維機械統計(平成29年7月分)の送付
- 10月11日 会員会社林ファイラー(株)殿の訃報通知連絡
- 10月17日 工学教育賞のご案内
- 10月18日 繊維機械統計(平成29年8月分)の送付
- 10月26日 下請取引適正化推進月間の実施について
- 11月16日 繊維機械統計(平成29年9月分)の送付
- 12月21日 繊維機械統計(平成29年10月分)の送付
- 1月19日 繊維機械統計(平成28年11月分)の送付
- 1月26日 ジェトロ上海ニューズレター2018年1月下旬号のご案内
- 2月16日 繊維機械統計(平成29年12月分)の送付
- 2月21日 繊維機械統計(平成29年1-12月分)の送付
- 2月22日 会長会社村田機械(株)殿訃報通知連絡
- 3月 1日 ものづくり補助金の公募開始について
- 3月 5日 リスク評価に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について
- 3月 5日 平成29年度補正 省エネ補助金について
- 3月14日 平成30年度工業統計調査実施のご案内
- 3月14日 第53回機械振興賞受賞候補者募集のご案内
- 3月16日 繊維機械統計(平成30年1月分)の送付
- 3月19日 サポイン補助金の公募開始のご案内